

学年 組 番号

氏名

**平成27年度  
宇都宮市立古里中学校  
PTA臨時総会要項**

日時：平成28年2月9日（火）  
午後4時00分～  
場所：古里中学校 第2音楽室

# 平成27年度 P T A臨時総会次第

平成28年2月9日（火）

- 1 開会のことば
- 2 P T A会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事
  - (1) 第1号議案 P T A会費の額の変更及び会則の一部改正（案）に関する件
  - (2) その他
- 6 閉会のことば

第1号議案

宇都宮市立古里中学校PTA会則の一部改正（案）

現 行	改 正 案
<p>第3条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭、学校、地域、社会内における生徒の<u>心身</u>とともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭、学校、地域、社会内における生徒の<u>健全な心身の育成</u>とともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。</p> <p>(略)</p>
<p>第5条 (前段略)ただし、当分の間各部の活動は休止するが、<u>夏季休業中の親子奉仕作業、年間の防犯パトロール活動</u>には全会員参加するものとする。</p>	<p>第5条 (前段略)ただし、当分の間各部の活動は休止するが、<u>総会において決定した事業</u>については、<u>原則</u>、全会員参加するものとする。</p>
<p>第6条 各自治会に支部をおき、<u>支部長は支部において選出し、</u> _____ 学校との連携を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第6条 各自治会に支部をおき、<u>各支部において支部長を選出し、また、各部活動に保護者会をおき、各保護者会において保護者会長を選出し、</u>学校との連携を図る。</p> <p>(略)</p>
<p>第8条 役員の選出は次の方法による。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>支部長は支部において選出する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第8条 役員の選出は次の方法による。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第12条 会議は、総会、執行部会、<u>役員会</u>、部会、学年委員会、推薦委員会、<u>及び特別委員会</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>役員会</u>は、総会に次ぐ決議機関で、正副会長、正副部長、正副学年委員長、書記、会計 _____ をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条 会議は、総会、執行部会、<u>運営委員会</u>、部会、学年委員会、推薦委員会及び特別委員会とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>運営委員会</u>は、総会に次ぐ決議機関で、正副会長、正副部長、正副学年委員長、書記、会計<u>及び保護者会長</u>をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>(略)</p>
<p>第14条 会費は、正会員年額<u>2,400円</u>（退会者には<u>返還しない</u>。年度途中の入会者には、その時点より月割とする。）とし、<u>4月・7月</u>に納入する。賛助会員は、年額1,000円とし、各支部より納入する。</p> <p>(略)</p>	<p>第14条 会費は、正会員年額<u>6,000円</u>（退会者には、<u>月単位で払い戻し</u>をする。年度途中の入会者には、その時点より月割とする。）とし、<u>5月・10月</u>に納入する。賛助会員は、年額1,000円とし、各支部より納入する。</p> <p>(略)</p>
<p>第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は<u>役員会</u>に諮り、別に定めるものとする。</p>	<p>第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は<u>運営委員会</u>に諮り、別に定めるものとする。</p>

◎ 古里中学校PTA会員数の推移

(単位：人)

H23	H24	H25	H26	H27
364	386	378	390	410

※ 近年は微増傾向であるが、小学校の児童数を見ても、今後急激に増加することはない。

◎ 古里中学校PTA会計の現状

※ 平成26年度における決算残高は76,141円となっており、このままでは、今後のPTA活動に支障をきたすことが十分に想定される。

◎ 宇都宮市内の他中学校のPTA会費等の状況【1月当たりの納付額】

	PTA会費	ｽﾎﾟｰﾂ文化後援会	慶弔費等	合計
A中学校	400円	500円	0円	900円
B中学校	400円	400円	41円	841円
C中学校	400円	400円	90円	890円
D中学校	300円	720円	30円	1,050円
E中学校	400円	400円	20円	820円
F中学校	400円	450円	40円	890円
G中学校	450円	450円	20円	920円
H中学校	400円	400円	0円	800円
I中学校	450円	400円	41円	891円
J中学校	600円	100円	40円	740円
K中学校	350円	250円	120円	720円
L中学校	450円	400円	20円	870円
M中学校	350円	450円	50円	850円
N中学校	250円	550円	0円	800円
O中学校	400円	300円	100円	800円
P中学校	400円	500円	100円	1,000円
Q中学校	400円	250円	308円	958円
R中学校	280円	280円	200円	760円
本校(現行)	200円	0円	0円	200円
本校(改正案)	500円	0円	0円	500円

※ 他校においては、教育環境の整備（進学を含む。）や部活動に対する支援が充実している。

◎ その他社会情勢の変化

- 消費税の値上げ

5% (H9.4~) ⇒ 8% (H26.4~) ⇒ 10% (H29.4~) [予定]

- 宇都宮市との合併 (H19.3~)

市PTA連合会分担金の納付 ⇒ 約83,000円/年

市PTA連合会の事業への参加 ⇒ ソフトボール大会・バレーボール大会  
各委員会研修等

◎ 今後のPTA活動

分野	活動・支援内容	備考
(1) 教育環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子奉仕作業（9月）</li> <li>・部活動に対する支援 （上位大会への出場に対する補助金等）</li> <li>・教育的機能を高める物品等の整備</li> </ul>	
(2) 地域交流・文化・厚生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会と連携した研修会等の開催</li> <li>・地域交流活動への参加協力、支援</li> <li>・バザーの開催</li> </ul>	
(3) 体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市P連ソフトボール大会への参加</li> <li>・市P連バレーボール大会への参加</li> <li>・生徒との交流試合の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ソフトはH28が会場校</li> <li>▶ソフト、バレーは定期的にエニホーム更新が必要</li> </ul>
(4) 防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒のための交通安全、防犯活動等 （生徒指導への協力）</li> </ul>	
(5) 広報（周知・啓発）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTAだよりの発行等</li> </ul>	

## 宇都宮市立古里中学校PTA会則（改正後）

### 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は栃木県宇都宮市立古里中学校PTAという。

第2条 本会の事務所を古里中学校におく。

### 第2章 目的

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭、学校、地域、社会内における生徒の健全な心身の育成とともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

### 第3章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 生徒の保護者及び教職員（正会員）
- (2) 本会の趣旨に賛同する者（賛助会員）

### 第4章 事業

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の(1)から(6)の部をおき、正会員は第7条に定める役員である場合を除いていずれかの部に所属し、これに伴う活動を行うものとする。ただし、当分の間各部の活動は休止するが、総会において決定した事業については、原則、全会員参加するものとする。

- (1) 施設部（校舎、校具、教育的機能をもつ設備等の教育環境整備）
- (2) 厚生福祉部（衛生、給食、職員の研修補助、会員の福祉増進）
- (3) 文化学芸部（会員研修に関する事業、展覧会、文化祭等への協力、補助）
- (4) 体育部（運動設備の整備、体育的行事への協力、会員レクの企画）
- (5) 補導部（生徒のための交通安全、防犯活動等）
- (6) 広報部（広報誌の発行、会員等への啓蒙啓発活動等）

第6条 各自治会に支部をおき、各支部において支部長を選出し、また、各部活動に保護者会をおき、各保護者会において保護者会長を選出し、学校との連携を図る。

### 第5章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。ただし、各部の活動休止中は各部長・副部長はおかないものとする。

会長1名、副会長4名、（P3名、副校長1名）、部長6名、副部長若干名、推薦委員、書記2名（P1名、T1名）、会計2名（P1名、T1名）、監事2名、学年委員（正副委員長）

第8条 役員を選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長、監事は推薦委員会で選出し、総会の承認を得る。
- (2) 各部の部長及び副部長は部員の互選により選出する。

(削除)

(3) 書記、会計は会長が委嘱する。

(4) 推薦委員は、会長、副会長、各学年委員長をもって充て、委員の互選により委員長1名を選出する。

(5) 学年委員は各学級2名とし、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

**第10条** 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 部長は、部を代表し、部の活動運営にあたる。
- (4) 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときはこれを代理する。
- (5) 推薦委員は推薦委員会において、次年度の会長、副会長、監事の推薦案を作成する。
- (6) 書記は会議の記録及び通信事務を行う。
- (7) 会計は会の会計を行う。
- (8) 監事は会計監査を行う。
- (9) 学年委員は学年の事業運営を行う。

**第11条** 本会に顧問をおくことができる。顧問は学校長及び前校長をあて、会長の求めに応じて、意見を述べることができる。

## 第6章 会議

**第12条** 会議は、総会、執行部会、運営委員会、部会、学年委員会、推薦委員会及び特別委員会とする。

- 2 総会は毎年4月に通常総会を開き、役員改選、予算、決算、会則変更その他重要事項を審議する。その他必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 執行部会は、必要に応じて会長が招集し、正副会長、書記、会計をもって構成し、運営全体について、協議する。なお、会長は必要に応じて関係部長及び各学年委員長に出席を求めることができる。
- 4 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で、正副会長、正副部長、正副学年委員長、書記、会計及び保護者会長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 5 部会は部長が招集し、部の運営にあたる。
- 6 学年委員会は、学年委員長が招集し、学年の活動運営に関し必要事項を検討する。
- 7 推薦委員会は、推薦委員長が招集し、会議の運営にあたる。
- 8 特別委員会は、保護者、学校との情報交換をとおして生徒指導等の推進を図るため、会長、副会長、会計、書記、各学年の委員長、副委員長、指導部長及びが学年主任、生徒指導主任等の教員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

## 第7章 会計

**第13条** 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

**第14条** 会費は、正会員年額6,000円（退会者には、月単位で払い戻しをする。年度途中の入会者には、その時点より月割とする。）とし、5月・10月に納入する。賛助会員は、年額1,000円とし、各支部より納入する。

**第15条** 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 その他

**第16条** この会則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮り、別に定めるものとする。

### 付 則

この会則は、平成14年4月1日から適用する。

平成16年5月8日 一部改正

平成18年4月15日 一部改正

平成21年4月18日 一部改正